

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙及びこれと同時に行う新潟市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を、次のとおり定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

投票の順序

- 1 新潟市議会議員一般選挙
- 2 新潟県議会議員一般選挙

開票の順序

- 1 新潟県議会議員一般選挙
- 2 新潟市議会議員一般選挙